

# 法令 No.7 使用者等の義務①

## 第 56 回 (2011 年)

問 18 放射線障害予防規程に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の使用を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。
- B 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関する事項について定めなければならない。
- C 使用施設等の変更の手続きに関する事項について定めなければならない。
- D 放射線障害予防規程を変更したときは、変更の日から 30 日以内に、変更後の放射線障害予防規程を添えて、文部科学大臣に届け出なければならない。

1 ABC のみ    ② ABD のみ    3 ACD のみ    4 BCD のみ    5 ABCD すべて

問 19 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 放射線業務従事者に対しては、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあつては 1 年を超えない期間ごとに行わなければならない。
- B 取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入らないものに対しては、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては 1 年を超えない期間ごとに行わなければならない。
- C 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者に対しては、教育及び訓練を行うことを要しない。
- D 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施さなければならないが、時間数は定められていない。

1 ABC のみ    ② ABD のみ    3 ACD のみ    4 BCD のみ    5 ABCD すべて

問 20 放射線業務従事者に対する健康診断に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 初めて管理区域に立ち入る場合は、立ち入る前に行うこと。
- B 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。
- C 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。
- D 管理区域に立ち入った後の眼の検査又は検診は、医師が必要と認めた場合に限り行うこと。

1 ABC のみ    2 ABD のみ    3 ACD のみ    4 BCD のみ    ⑤ ABCD すべて

問 21 次のうち、密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
- B 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- C 廃棄に係る放射性同位元素等を収納する容器の外形寸法、容積及び重量
- D 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

① ABD のみ    2 AB のみ    3 AC のみ    4 CD のみ    5 BCD のみ